新潟県条例第21号

新潟県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例

新潟県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第64号）の全部を改正する。

目次

第１章　総則（第１条－第３条）
第２章　人員、設備及び運営に関する基準（第４条－第８条）
第３章　雑則（第９条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第86条第１項（法第86条の２第４項において準用する場合を含む。）並びに法第88条第１項及び第２項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営並びに指定介護老人福祉施設の指定に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において使用する用語は、法及び指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

（指定介護老人福祉施設の指定に関する基準）

第３条　法第86条第１項（法第86条の２第４項の規定により指定の更新について準用する場合を含む。）の条例で定める数は、30人以上とする。

第２章　人員、設備及び運営に関する基準

（人員、設備及び運営に関する基準）

第４条　指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準は、次条から第８条までに定めるものを除くほか、基準省令（基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）の定めるところによるものとする。

（設備）

第５条　指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設を除く。次項において同じ。）の一の居室の定員は、１人とする。ただし、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める員数とすることができる。

(1) 入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合　２人

(2) 居室が次に掲げる要件を満たしており、かつ、地域の実情を勘案し、特に必要と認められる場合　２人以上４人以下

ア　間仕切壁、家具等により、この項本文の基準を満たす居室（以下この項において「個室」という。）に準じたプライバシーの確保が図られていること。

イ　個室への転換が容易にできるように設計されていること。

２　指定介護老人福祉施設に設けなければならない基準省令第３条第１項各号に掲げる設備は、入所者へのサービスの向上及び従業者の業務の負担の軽減を図るため、常に技術の進歩に配慮して整備するよう努めなければならない。

３　指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設に限る。）に設けなければならない基準省令第40条第１項各号に掲げる設備は、入居者へのサービスの向上及び従業者の業務の負担の軽減を図るため、常に技術の進歩に配慮して整備するよう努めなければならない。

（非常災害対策）

第６条　指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の所在する地域の環境及び入所者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

（記録の整備）

第７条　指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する基準省令第37条第２項各号（ユニット型指定介護老人福祉施設にあっては、基準省令第49条において読み替えて準用する基準省令第37条第２項各号）に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

（暴力団等の排除）

第８条　指定介護老人福祉施設は、その運営について、新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第３条に規定する基本理念にのっとり、同条例第２条第１号に規定する暴力団又は同条第３号に規定する暴力団

員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

第３章　雑則

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成27年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　平成25年４月１日前から存する指定介護老人福祉施設（基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）における第５条第１項の規定の適用については、同項中「１人」とあるのは「４人以下」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。